

## 下妻市観光協会イベント開催事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、会員等が実施するイベント等の開催経費を補助することにより、地域の賑わいの創出、交流人口の拡大及び物産振興による観光事業の振興と健全なる発達を図ることを目的として、予算の範囲内において、下妻市観光協会イベント開催事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる団体等とする。

- (1) 下妻市観光協会会員
- (2) 会員がイベントを実施するために組織する団体（実行委員会等）
- (3) その他観光協会長が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、補助対象者としなない。

- (1) 下妻市暴力団排除条例（平成24年下妻市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (3) 公序良俗に反する業務を行っている者
- (4) その他本事業の趣旨に照らして適当でないと観光協会長が判断する者

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす当該年度内（4月1日～翌3月31日）に行われるイベント開催事業とする。

- (1) 市内で開催され、市内外から誘客が図られるイベントであること。
- (2) 誘客効果による観光振興が図られること。
- (3) 誘客効果による物産振興が図られること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるイベントは、補助対象事業としなない。

- (1) イベントの成果が特定の者又は団体等に帰属するもの
- (2) 地域の行事等で、既に継続的に行われているもの
- (3) 特定の企業や店舗の単なる販売促進となるもの
- (4) 他の補助金等の交付を受けているイベント又は市からの委託事業

### (補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対する補助率及び補助限度額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業実施に必要なスタッフの賃金（専門的技術を持つ者に対する賃金）、出演料、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、広告料、保険料、使用料及び賃貸料、委託料（会場設営撤去、警備）、手数料その他観光協会長が特に必要と認めるもの（イベント参加者への景品とみなされる経費及び一般的な市場価格又は事業内容に対して著しく高額な経費は除く。）	2分の1	1事業につき上限20万円 ※補助金の申請は、1年度1対象者あたり1事業を限度とする。

- 2 補助金の額は、補助限度額を超えない額とする。
- 3 補助金の額に1, 000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 4 次に掲げる経費については、補助対象経費に含めない。

- (1) 事業所等の運営経費
- (2) 事業所等の従業員の人件費（本事業実施に係るボランティアへの謝礼を含む。）
- (3) 申請団体及びその構成員に対する経費（賃金、謝金、旅費、燃料費、使用料等）
- (4) 食糧費に相当する経費
- (5) 備品購入費
- (6) 消費税及び地方消費税
- (7) 領収書等の証拠書類を確認することができない経費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、観光協会長が補助対象経費として適当でないと認める経費  
（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、下妻市観光協会イベント開催事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、イベントを実施する2週間前までに観光協会長に提出しなければならない。ただし、当該年度の総代会以前に開催されるイベントについては、この限りでない。

- (1) 事業計画書（様式第1号付表1）
- (2) 収支予算書（様式第1号付表2）
- (3) 事業実施主体の概要（様式第1号付表3）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、観光協会長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）

第6条 観光協会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付を決定し、下妻市観光協会イベント開催事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 観光協会長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（事業内容の変更・中止等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請内容を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ下妻市観光協会イベント開催事業補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を観光協会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

- (1) 事業費総額の20パーセント以内の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業計画の細部を変更すること。

2 前2条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

3 観光協会長は、第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、下妻市観光協会イベント開催事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 観光協会長は、天災等の補助事業者の責めに帰すことのできない事由により当日のイベントが中止になったときは、それまでに要した補助対象経費について補助金を交付することができる。この場合において、当該補助金の額は、第4条の規定にかかわらず、予算の範囲内における補助対象経費と自主財源との差額とする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、下妻市観光協会イベント開催事業補助金事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、事業が完了した日の翌日から起算して30日を超えない日までに、観光協会長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第5号付表1)
- (2) 収支精算書(様式第5号付表2)
- (3) 事業実績を確認できる書類、写真等
- (4) 補助事業の実施に伴う支出が確認できる書類(領収書の写し等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、観光協会長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定の取消し)

第9条 観光協会長が補助金の交付の条件に違反したと認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 観光協会長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、下妻市観光協会イベント開催事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

3 第1項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第10条 観光協会長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 観光協会長は、前項の規定により補助金の返還を命令するときは、下妻市イベント開催事業補助金返還命令書(様式第9号)により行うものとする。

(指導監督等)

第11条 観光協会長は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示することができる。

2 観光協会長は、補助対象事業の実施中及び補助対象事業の完了後においても、補助事業者の事務所その他必要な場所に立ち入り、当該補助対象事業に係る必要な調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月15日から施行する。